

欠席について

(1) 授業を欠席

病気などやむを得ない理由で1週間以上授業を欠席する(した)場合は、欠席届を教務課に速やかに提出しなければなりません。なお、病気の場合には、診断書が必要になります。特に、授業日数の少ない科目では受験資格に影響する可能性が高いことから、教務課に速やかに連絡すること。

① 感染症の場合

欠席日数が1週間未満であってもインフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染症に罹患したと診断された場合は、発症日から3週間以内に欠席届及び診断書を教務課へ提出してください。

例 インフルエンザ

発症日を0日とし5日間を経過し、かつ、解熱日を0日とし2日間を経過するまで出席停止
新型コロナウイルス感染症

発症日を0日とし5日間を経過し、かつ、症状が軽快した日を0日とし1日経過するまで出席停止
＜学校保健安全法施行規則 令和5年5月8日施行(現在)の第18条、第19条参照＞

② 忌引きの場合

忌引きで欠席する(した)場合は欠席届及び確認書類(コピー可)を事由発生から2週間以内に教務課に提出してください。忌引きでの欠席日数は、死亡した日を1日として、1親等及び配偶者は連続5日以内(休日を含む)、2親等は連続3日以内(休日を含む)です。

③ その他の突発的な事象が生じた場合

事象発生直後に可能な限り教務課に電話連絡してください(直後に連絡できなかった場合は、その理由書を後日教務課に提出すること)。事後に、突発的な事象の詳細とそれに伴う欠席の理由書を教務課に提出すること。理由書の内容を教務委員会で検討し、妥当性を判断します。

(2) 試験を欠席

① 定期試験

定期試験を欠席した者は、当該試験終了後、10日以内に試験欠席届を教務課に提出しなければなりません。

ただし、やむを得ない理由で定期試験を欠席した場合は、試験欠席届に代わり、所定の追試験願に診断書又は理由書を添付して、追試験を申し出ることができます。この場合、試験欠席届の提出の必要はありません。

② 総合試験、共用試験

総合試験、共用試験を欠席した場合は、当該試験終了後、10日以内に試験欠席届を教務課に提出しなければなりません。

③ 追試験・再試験

追試験・再試験を欠席した者は、当該試験終了後、10日以内に試験欠席届を教務課に提出しなければなりません。

なお、欠席した追試験・再試験の振替は行いません。

(3) 欠席届、追試験願、試験欠席届の様式について

SharePoint「医学部生各種届出ポータル」に掲載しています。各自ダウンロードして、定められた提出期限内に教務課へ提出してください。

なお、期限内に提出できない場合は事前に教務課へ連絡ください。

URL : <https://amumail.sharepoint.com/sites/gakuseika/SitePages/kyomuka.aspx>

